

特集

法科大学院における国際法務
人材養成の新展開

—U.I.M.の併設による新たな「自国型」モデルの構築

慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 片山 直也

—はじめに

2004年の開設以来、全国の主要な法科大学院において、国際化対応として、学生の海外派遣、英語での授業やセミナーの実施など様々な取組が行われており、一定の成果をあげてきたと評価することができよう。しかし、我が国の「国際法務人材（グローバル法務人材）」の養成を全体として見るならば、アメリカのロースクールへの派遣を中心とした「外注型」への依存度が高く、我が国における国際法務人材養成のための教育インフラの整備が著しく立ち遅れているのが現状といわざるを得ない。今後、日本が国際競争力を備えて「司法外交」立国となるためには、この分野での人材養成を自前で行う「自国型」モデルの創設が必須条件となると思われるが、その中で

法科大学院にはこれまで以上の役割が期待されているということができよう。以上の趣旨から、この度、小職が勤務する慶應義塾大学では、英語でグローバル法務の基礎を学ぶことができるU.I.M.コース（U.I.M. in Global Legal Practice）を、法科大学院に併設する新たな専門職大学院として開設し、本格的に「グローバル法務人材」の養成を開始することとした。本稿では、この新たな「日本版U.I.M.」構想を紹介しつつ、併せて、我が国におけるグローバル法務人材養成の課題について検討したい。

二 法科大学院構想の理念とグローバル法曹養成の現状

1 法科大学院の理念としての「グローバル法曹の養成」

グローバル法曹の養成は、2004年の法科大学院構想の当初からの理念の一つであった。たとえば、平成14年8月中教審答申「法科大学院の設置基準等について」においては、「取り分け、我が国がグローバル化の進展や社会経済状況等の変化に即応していく上で重要な国際渉外、企業法務、知的財産権等の分野で国際的にも活躍できる法曹の養成を期待するものである」（注）と強調されていた。

2 各法科大学院の様々な取組

実際に、主要なロースクールにおいては、カリキュラムや留学制度において、グローバル法曹養成に向けた様々な試みを行ってきた。文部科学省のいわゆる「加算プログラム」においても、「国際化対応」は重点項目の一つとされ、2校（東京大学、早稲田大学）の取組が「卓越した優れた取組」として、4校（神戸大学、

特集 国際法務人材の拡充に向けて

法科大学院における国際法務人材養成の新展開

慶應義塾大学、同志社大学、立命館大学の取組が「特に優れた取組」として、6校（横浜国立大学、名古屋大学、京都大学、広島大学、上智大学、中央大学）の取組が「優れた取組」として評価を受けている。内容としては、学生の海外派遣（海外提携校への留学、国際機関や海外法律事務所でのインターンシップへの派遣）、英語での授業・セミナーの充実、留学生との交流などが挙げられる（注2）。そして、既に少なからぬ修了生が、涉外法務・国際法務の第一線で活躍している（注3）。

しかし、司法試験の合格者数、合格率が低く抑えられる中で、在学中は、目の前の厳しい司法試験の勉強に集中せざるを得ず、法科大学院の枠組みの中におけるグローバル法曹養成は、当初の目論見とはかけ離れた現状にあるといわざるを得ない。この状況は、今後、司法試験の科目や合格率、実施時期の見直しなどの抜本的な改革が行われない限り、大きく変わることはないであろう。近時は、ギャップチーム（司法試験受験後から修習開始前までの期間）の活用や法曹継続教育（CLE）における法科大学院の役割に目が向けられつつある（注4）。

3 グローバル法曹養成の現状 ―「外注型」への依存

それでは、現時点でのグローバル法曹の養成はどのように行われているのか。一言でいうならば、「外注」への依存という点に集約される。すなわち、大手涉外事務所やグローバル企業が極めて優秀な一部のアソシエイトや法務部員を、主として、アメリカのJ.D.に派遣することによって、いわば「外注」型で行われているのが現状である。しかし、この「外注」依存では、我が国における真のグローバル化対応は立ち遅れるばかりではないだろうか。

一つは、涉外法務で活躍している日本人法曹、グローバル企業や国連等の国際機関で働くリーガル・スタッフの数はまだまだ不足しており、潜在的なニーズに追いついていない。そのためには、一部の優秀層だけではなく、より裾野を広げて、グローバル法曹養成を行う必要があるだろう。

二つは、アメリカのロースクールへの派遣のみでは、今後のグローバル化対応としては不十分ではないかという点である。むしろ市場は、アジアを中心に拡大

しつつあり、自国の法制度を英語で発信する能力を身につけ、アジア市場で活躍できるグローバル法曹の養成が求められている。アメリカ法を学び、アメリカの法曹資格を得ることがグローバル法曹となる唯一の道だという時代はすでに終焉を迎えつつあるのではないだろうか。アジアの次は、アフリカやロシアであるのかも知れない。選択肢は確実に広がっていく。

三つは、もっとも重要な点であるが、「外注」依存によって、我が国のインフラ整備が完全に立ち遅れてしまっているという点である。我が国が「司法外交」立国を目指すためには（注5）、一方では、国際仲裁センターなど（注6）、我が国におけるグローバル法曹の活動拠点の整備が必要であるが、他方では、我が国において、プレーヤーであるグローバル法曹を養成するための教育インフラ整備が急務といえよう。

4 グローバル法曹養成の課題 ―「自国型」モデルの構築

法科大学院制度が創設されて10余年が経過した。この間、主要なロースクール

特集

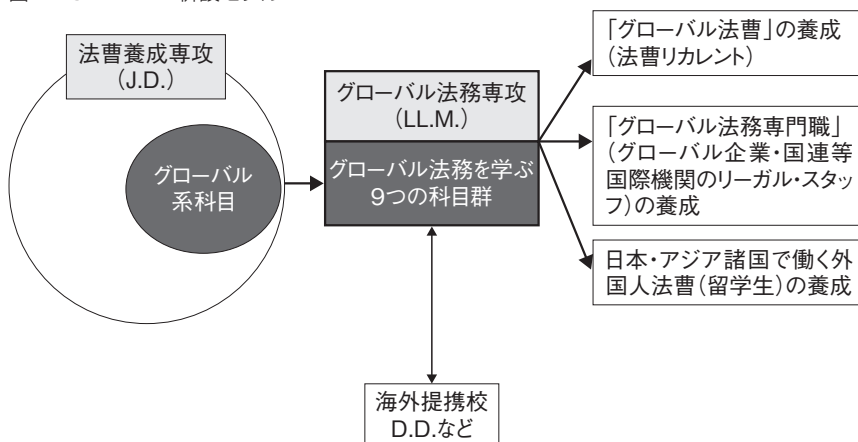
の努力によって国際化対応がなされてきたが、個々のロースクールでできることには限りがあり、ここに至るまで、我が国におけるグローバル法曹養成は、「外注」型依存とならざるを得なかった。しかしながら、今後、日本が国際競争力を備えて「司法外交」立国となるためには、この分野での人材養成を自前でやることのできる「自国型」モデルを創設することが必須条件となると思われる。法曹養成制度のあり方について、発想の転換（「外注型」から「自国型」へのパラダイムシフト）が求められているのである。現在、平成30年度を目標として法曹養成制度改革が進行中であるが、次のステップにおいては、法科大学院を中心とした法曹養成制度の中に、グローバル法曹養成のための「自国」型モデルをいかにビルトインさせるかを制度論として真剣に議論すべきではなからうか。本稿では、それに向けた先駆的かつ実験的な取組として、慶應義塾における新しい「グローバル法務専攻」の基本的なコンセプトを紹介することとした。

三 新たな日本版LL.M.構想「J.D.-LL.M.併設」モデルの提言

1 組織—専門職大学院としてのLL.M.

慶應義塾では、ここ数年に亘って「日本版LL.M.」構想に取り組んできた結果、既存の法科大学院であるJ.D.（法務博士）に併設してLL.M.（法務修士）という新たなディグリー・プログラムを設けるとの「J.D.-LL.M.併設」モデルを提言するに至った。アメリカのロースクールが3年間のJ.D.と別にLL.M.という一年の専門コースを設けているのに着想を得たものである。ただ我が国には、アメリカのようにJ.D.の上にLL.M.を置くという枠組みが存在しないので、J.D.と同じマスター・レベルの学位として、「専門職学位（法学関係）」（注7）の枠組みを活用して、「グローバル法務修士（専門職）」（LL.M. in Global Legal Practice）という学位が取得可能な別個の専門職大学院を併設する形で設置申請を行い、2016年8月に認可を得た。図式化すれば、法曹養成専攻（J.D.）にすでに存在

図1 J.D.-LL.M.併設モデル



特集 国際法務人材の拡充に向けて

法科大学院における国際法務人材養成の新展開

則1年（パートタイム1・5年または2年）、30単位（学部卒は36単位）のコース・ワークにより、「法務修士（U.L.M.）」の学位取得が可能となる。「グローバル法務人材」養成を目的とした、法科大学院に併設される全国初の専門職大学院が開設されるに至ったわけである。これにより慶應義塾大学大学院法務研究科は、「法曹養成専攻（法科大学院）」と「グローバル法務専攻」の二専攻（二つの専門職大学院）によって構成されることとなった（注8）。

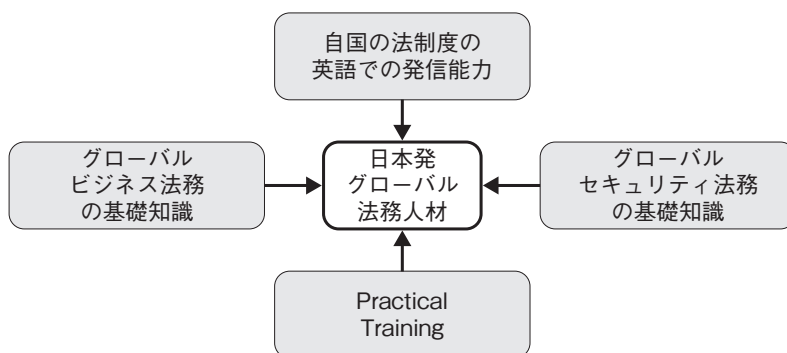
教員組織としては、専任教員14名（日本人研究者教員7名、日本人実務家教員3名、外国人教員3名、海外提携校からのクロス・アポイントメント教員1名）を中心に、非常勤教員約40名（うち外国人教員約15名）にご協力をお願いし、約50科目の授業科目を展開している（注9）。

2 養成する人材像——「グローバル法務人材」

標準修業年限3年、93単位以上の修得が求められる法科大学院（法務博士）から、英語によるグローバル系科目を切り

離して、1年30単位のディグリー・プログラム（U.L.M.）を設けることの意義は、第一には、法曹リカレントとしての「グローバル法曹」の養成にある。すなわち、弁護士などの法曹有資格者が、法科大学院在学中は難しいが、修了後、また実務についた後に、改めて「法曹リカレント」として、就学をし直すことを可能とするという点である。第二には、法曹資格の有無にかかわらず（法曹資格と切り離して）、グローバル企業のリーガル・スタッフや、国連等の国際機関やNGOのリーガル・スタッフ（「グローバル法務専門職」と呼ぶ。）の養成も重要な役割となる。これら、「グローバル法曹」、「グローバル法律専門職」を含めて、「グローバル法務人材」と呼ぶことにしたい。第三には、日本やアジアに関心を持った外国人法曹の養成である。ディグリー・プログラムとすることにより、海外から日本やアジアに関心を持って入る外国人法曹等を留学生として受け入れて、オン・キャンパスでグローバル環境を確保することが可能となる。

図2 グローバル法務人材に求められる素養



3 カリキュラム (1) 「グローバル法務人材」に求められる素養

多岐に亘る「グローバル法務」をどのようにに整序し教えるか、そのプログラムやメソッドは未だ確立しておらず、当面

特集

は試行錯誤が続くと思われるが、法務研究科では、暫定的に、国際商取引やコーポレート、ファイナンスなどの「グローバル・ビジネス法務」と、人権や国際刑事法、環境などの「グローバル・セキュリティ法務」に大別し、二本柱とすることとした。「グローバル法務人材」には、そのいずれかの分野または両方についての基礎的な知識を修得することが求められるが、日本やアジアを拠点とした「グローバル法務人材」となるためには、まずもって、自国やアジアの法制度について英語で発信する能力を備えることが必要となると考えている。その上で、同専攻が専門職大学院たる所以は、法科大学院の実務基礎科目に対応する「実務トレーニング」で研鑽を積む機会が与えられるという点にある。以上を図式化したものが、図2である。

(2) カリキュラム・ポリシー

(ア) 重点科目 (Core Program)

本専攻では、九つの科目群からなる約50科目の授業科目を用意しているが、(1)で述べた「グローバル法務人材」に求められる素養を身につけるために、Japanese Law and Asian Law in Global Prac-

tical Perspective 科目群、Global Business and Law 科目群、Global Security and Law 科目群、Practical Training 科目群の四つの科目群を重点科目（選択必修）と位置づけている。具体的には、以下のとおりである。

① Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective 科目群

日本法に関する4科目 (State and Citizen, Economy and Social Structure, Legal History and Transformation, Contemporary Issues) と、開発法学の見地からアジア法・日本法について検討をする Law, Culture and Development in Asia および Introduction to Asian Law from Japanese Perspective によって構成される。

② Global Business and Law 科目群

International Commercial Transactions, Securities Regulations and Finance Transactions in Japan, Bankruptcy Laws, Law, Finance and Taxation of Corporate Acquisitions, Corporate Governance and Risk Management, Government Relations and Law, International Commercial Arbitration, Cross-Border Litigation 等、最先端の実務に関わる授業が配置され

図3 カリキュラムの概要

Global Legal Practice 「グローバル法務の基礎」を学ぶ9つの科目群	Core Program	①Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective
		②Global Business and Law
		③Global Security and Law
		④Practical Training
	Elective Program	⑤Innovations and Intellectual Property Law
		⑥Area Studies
		⑦Comparative Law
		⑧Current Legal Issues
		⑨Legal Research and Writing

いる。

③ Global Security and Law 科目群

Globalization and International Criminal Law, Globalization and International Human Rights in Japan, Environmental Law and Litigation in Japan, Introduction to

特集 国際法務人材の拡充に向けて

法科大学院における国際法務人材養成の新展開

Space Law などから構成される。主として、国際機関等で活躍することを希望する学生や、日本の環境法に関心をもつ留学生による履修を想定している。

④ Practical Training 科目群

Negotiation / Arbitration, Drafting, Moot Court, Internship の四つの領域に分けて授業を設けている。第一の Negotiation/Arbitration は、模擬契約交渉や模擬仲裁を中心としたシミュレーションによる実務科目であり、法曹特に弁護士のリカレントとして最も基本的な科目として位置づけられる。第二の Drafting では、契約書の起案や企業買収についての実践的な起案について、経験豊富な実務家教員による二つの授業を設けている。弁護士や企業法務スタッフにとって不可欠の実務科目である。第三の Moot Court では、国際的なコンペティション (Jessup International Law Moot Court Competition, Manfred Lachs Space Law Moot Court Competition) の教材を用いて、ライティングやオラル・アドボカシーを手続きに沿って学ぶ実務トレーニングであり、日本やアジアで開催される大会への参加も視野に入れている。Litigation を専門とする渉外弁護士とし

て、また国連等の国際機関で活躍したいと考えている学生にとって魅力ある実務科目となるであろう。第四の Internship は、日本の企業や法律事務所で働くことを希望する留学生や、国連等の国際機関で働きたいと考えている学生が履修することを想定している。日本の渉外法律事務所、企業の法務部、さらには国連等の国際機関などに一定期間学生を派遣して、英語による実務研修を行うものとなっている。

(イ) 選択科目 (Elective Program)

選択科目としては、Innovations and Intellectual Property Law 科目群、Area Studies 科目群、Comparative Law 科目群、Current Legal Issues 科目群、Legal Research and Writing 科目群を用意している。

Innovations and Intellectual Property Law 科目群については、クロス・アポイメントメント制度を活用して、海外提携ロースクールであるアメリカのワシントン大学 (シアトル) から、知的財産法の分野において世界的に第一線で活躍している教員を毎年春学期に本法務研究科に迎え、開講する科目を中心に構成されている。具体的には、Intellectual Property

from a Global Perspective, Global Intellectual Property Management, Transnational Intellectual Property Enforcement 等、計4科目が配置されている。

Area Studies 科目群は、アジア (東アジア、東南アジア) および EU など、特定の地域を選んで、その地域における法の発展と課題について検討する授業科目である。提携海外ロースクールから教員を招聘し、夏期集中授業で、中国、韓国、シンガポールなどのアジア諸国の法制度を学習する。将来的には日本企業と関わりの深い地域について、更なる授業科目の充実を図ることを予定している。

Comparative Law 科目群では、Comparative Constitutional Law, Comparative Contract Law, Comparative Corporate Law, Comparative Corporate Finance and Law など、重要な基礎的なテーマを選び、比較法の手法を用いてシビル・ローと対比しつつ、渉外法務や国際法務にとって重要なコモン・ローの法体系・法制度および法的思考方法の涵養を目指す。

Current Legal Issues 科目群では、International Security Law, Frontier of the Cyberspace Law, Japan's Trade Law and

特集

Policy など、アド・ホックに現代的なテーマでセミナーを配置し、重点科目を補完する内容となっている。

四 LL.M.を用いたグローバル法務人材養成プログラムの海外展開

最後に、自国型で、英語による LL.M. コースを設けることのもう一つの意義について説明しておこう。それは、グローバル法務人材養成プログラム自体の海外展開という点にある。実はこの点が、グローバル法務人材を養成するためのインフラ整備の上ではもっとも重要ではないかと考えている。それを行うためには、世界各国が独自に、英語によるグローバル人材養成プログラムを持っていることが大前提となり、今後は、それを欠いては、国際的な競争・協調から完全に取り残されることが懸念される。その点では、我が国における英語による LL.M. コースの普及は喫緊の課題なのである。シンガポールや香港などの英語圏は当然としても、中国や東南アジア諸国のシビル・ロー圏と比較しても、我が国は明らかに後塵を拝しており、この点ではす

に10年以上出遅れているといっても過言ではないであろう。

1 ダブル・ディグリー・プログラム

第一の海外展開がダブル・ディグリー・プログラムである。法務研究科では、LL.M.の開設に当たって、手始めに、ワシントン大学(UW)スクール・オブ・ロー(シアトル)との間でダブル・ディグリーの協定を締結した。

春学期、慶應義塾の LL.M.で学んだ後に、秋学期からシアトルに移り、UWの LL.M.で学ぶことによって、合計一年の在籍で、日米両ロースクールの二つの LL.M.を取得することが可能となるプログラムである。ワシントン大学は、①「Asian & Comparative Law LL.M.」②「Global Business LL.M.」③「Health LL.M.」④「Intellectual Property LL.M.」⑤「Sustainable International Development LL.M.」⑥「Tax LL.M.」および⑦「General Law LL.M.」の七つの LL.M.から構成されており、その中から一つを選び、さらに専門性を高めることができる。

今後、同様のダブル・ディグリー・プログラムを、アジア・ヨーロッパの複数の海外提携校と進める予定である。また、ダブル・ディグリーでなくても、海外提携校との単位互換制度により、在学期間のうちの一学期(一セメスター)を海外提携校に留学し、英語でのコミュニケーション能力を高め、海外での活動拠点や人脈などのネットワーク形成を行い、単位を取得するという就学パターンを推奨している。

2 グローバル法務人材養成プログラムの共同開発

第二は、LL.M.を活用したグローバル法務人材養成プログラムの共同開発である。慶應義塾は、成長するアジア市場において、新たに生じている法的課題に対し、グローバルな視野から課題の解決と共通利益の増進に向けてリーダーシップをとることのできるグローバル法務人材を養成するために、メコン地域諸国(ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー)の6大学(ハノイ法科大学、ホーチミン経済法律大学、パニヤサストラ大学、ラオス国立大学、タマサート大

特集 国際法務人材の拡充に向けて

法科大学院における国際法務人材養成の新展開

学、ヤンゴン大学」と協働して、アジア発グローバル法務人材養成プログラム（Program for Asian Global Legal Professions: PAGLEP）を共同開発することとした。同プログラムは文部科学省の「大学の世界展開力強化事業（平成28年度）」に採択されている。具体的には、学生の相互派遣をベースとして、①LL.M. in Global Legal Practice の重点科目を共通科目としつつ、各国においてその歴史的・地理的・文化的特色等を活かした全科目英語を用いたプログラムを構築すること、②政府機関・国際機関・法律事務所・企業・NPO/NGOと連携したインターン等を実施することが計画されている。

五 今後の課題

ここまで、グローバル法務人材養成の「自国型」モデルの実験的な試みの一例として、慶應義塾大学法科大学院における「グローバル法務専攻」の取組を紹介してきたが、それを通して見えてくる、我が国のグローバル法務人材養成の今後の課題を整理しておきたい。

第一は、規模と競争環境の確保であ

る。グローバル法務専攻のスタート時の入学定員は、留学生も含めて30名に留まる（注10）。今後、慶應義塾として定員の拡大も視野に入れているが、より望ましいのは、当面の目標として我が国全体で100名程度の定員規模で、リソースを持ったいくつかの法科大学院が拠点校として同様のLL.M.を立ち上げて、法科大学院間の競争環境が確保されることだと考えている。

第二は、コアカリキュラムの策定である。3で紹介した慶應義塾のカリキュラムは、よく練られていると自負はしているが、あくまでも暫定バージョンに過ぎず、今後、国内外の競争環境が確保される中で、コアカリキュラムを策定する作業が不可欠となるであろう。

第三は、法曹界・ビジネス界における意識改革が求められる。現時点では、グローバル法務人材の養成のためには、アメリカのロースクールに派遣し、アメリカでのLL.M.・法曹資格を取得しなければならぬとの「神話」が支配的である。しかし今後は、それは選択肢の一つに過ぎない。近頃、法律事務所や企業において、アメリカへの派遣についてコスト意識が芽生えつつあるという話をよく耳に

はするが、より積極的に、「司法外交」立国を目指すという視角から、我が国のグローバル法務人材養成のためのインフラ整備に、法曹界・ビジネス界をあげて取り組むべき時代が待ったなしに到来しつつあるという危機意識を共有していたければ幸いである。一般のLL.M.の開設を契機に、「外注型」から「自国型」へのパラダイムシフトが進展することを期待する次第である。

第四は、質が高く、将来性豊かな外国人留学生を継続して受け入れる体制を整えるという点である。我が国独自の英語によるLL.M.を創設することの意義は、日本人法曹のグローバル化だけではなく、世界各国の法曹・法務人材あるいはその卵に、日本法や日本における企業法務・紛争解決に関心を持ってもらい、日本に留学する機会を提供し、日本発で相互のネットワーク形成を推進することにある。実際に、グローバル法務専攻の初年度のアドミッションの状況からも、日本における英語でのLL.M.コースに対する関心がいかに高いかを伺い知ることができる（注10参照）。特に東アジアや東南アジアの留学生の関心が高い。アメリカやシンガポールなどコモン・ロー圏の

特集

主要ロースクールに伍して優秀な留学生を獲得するためには、カリキュラムを充実させるとともに、奨学金等の経済的支援の強化策が急務であると思われる。

第五は、グローバル・ネットワークの構築である。まずは、四で紹介したように、海外のロースクールとの交流が基軸であることはいうまでもないが(注11)、さらに国内外の各種国際紛争解決機関との連携も重要となるであろう(注12)。

以上の課題を克服しつつ、我が国においても、「自国型」モデルによるグローバル法務人材養成のための教育インフラ整備を推進することが、法科大学院制度に課せられた次なる使命の一つであると確信している。

(注)

(1) 中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について(答申)」(平成14年8月5日)。http://www.next.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/020803.htm

(2) 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会(第79回)資料「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム加算対象取組一覧」20～27頁(6国際化対応)参照。

(3) 法科大学院の修了生の活躍については、法科大学

院協会のHPのインタビュー記事を参照されたい。
http://skyokai.jp/shuryosei/katsuyaku.html

(4) 前掲(注2)「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム加算対象取組一覧」13～19頁(5継続教育)参照。

(5) 自由民主党政務調査会司法制度調査会「法の支配」を基盤とする『日本型司法制度』ソフトパワーとしての『司法外交』の展開(平成28年5月24日・中間提言)参照。

(6) 日本経済新聞(2017年5月18日朝刊)は、政府が国際ビジネスのトラブルを解決する「国際商事仲裁」を専門に扱う施設(「日本国際仲裁センター」(仮称))の設置に官民挙げて乗り出すと報じている。

(7) 学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成15年3月31日文部科学省告示第39号)別表第1参照。

(8) この点で、J.D.とLL.M.を併せて、「ロースクール」ではないが、J.D.とLL.M.を併せて、「ロースクール」と呼ぶことは可能だと考えている。

(9) 授業科目および担当者については、http://www.lj.keio.ac.jp/en/llm/course_list.htmlを参照。

(10) 平成29年度入試における入学許可者31名の国別内訳は、日本6名、中国8名、韓国4名、ベトナム2名、タイ2名、シンガポール2名、アメリカ1名、ブラジル1名、フランス2名、ドイツ1名、イタリア1名、ケニア1名であった。次年度以降、我が国における認知度をさらに高めて、日本人法曹の割合を増やしたいと考えている。

(11) ワシントン大学ロースクール(シアトル)と共催で、国際シンポジウム「How should law be taught in the globalizing world?」(2014年12月16日三田キャンパス)を開催し、両校を中心としたアジア太平洋諸国におけるコンソーシアム形式のJoint Degreeによるネットワークの形成を模索する10年計画のプロジェクトが始動している。

(12) 慶應義塾大学法科大学院では、2016年4月27日、シンガポール最高裁判所からスンダresh・メノン長官、谷口安平シンガポール国際商事裁判所・国際判事、アンセルモ・レイエス同判事を招聘して、国際シンポジウム「アジアにおける国際紛争解決」を開催した(基調講演につき、Sundares MENON, The Future is Now, Legal Trends in the Global Village, Keio Law Journal, No36 (Dec. 2016), p.5)。来年度からは、シンガポール最高裁判所でのインターンシップ・プログラムへのLL.M.学生の派遣を開始する予定である。

(かたやま・なおや)

慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻
「国際紛争解決専修プログラム」

1. 趣旨

国際仲裁等のグローバル・フィールドで活躍したいと考えている法曹実務家が、慶應義塾大学大学院法務研究科 (KLS) グローバル法務専攻 (LL.M. in Global Legal Practice) に設置された、国際紛争解決に関する英語での授業科目を科目等履修生として受講し、所定の単位 (6 単位以上) を修得することにより、KLS の修了認証 (PC: Program Certificate) を受けることを目的とするプログラムで、KLS における法曹リカレント教育 (CLE: Continuing Legal Education) のひとつです。

※慶應義塾大学大学院法務研究科の「法曹リカレント教育(CLE)」については、以下のサイトをご覧ください。

<http://www.ls.keio.ac.jp/cle/index.html>

2. プログラムの内容と修了認証の要件

国際紛争解決専修プログラムは、国際仲裁を中心とした国際紛争解決に関連する多数の授業科目によって構成されています。選択必修科目Ⅰ (基本科目)、選択必修科目Ⅱ (実務演習科目) と選択科目 (専門・特殊 ADR 科目) に分かれています。この修了認証を受けるためには、指定された授業科目から選択必修科目Ⅰ (2 単位以上)、選択必修科目Ⅱ (1 単位以上) を含めた 6 単位以上を修得する必要があります。

(1) 選択必修科目Ⅰ (2 単位以上)

Introduction to Arbitration (春学期・秋学期開講、1 単位)

担当: Anselmo T. Reyes

International Commercial Arbitration I (春学期開講、2 単位)

担当: Douglas K. Freeman

International Commercial Arbitration II (秋学期開講、2 単位)

担当: Yoshimi Ohara, Tony Andriotis, Joaquin P. Terceño

(2) 選択必修科目Ⅱ (1 単位以上)

Practical Training: International Commercial Dispute Resolution - An Introduction to Professional Practice (春学期開講、2 単位)

担当: Susumu Masuda, Yuko Kanemaru, Huw Watkins

Practical Training: Negotiation (春学期開講、2 単位)

担当: Makoto Shimada, Masako Miyatake, Satoshi Yamabe

Practical Training : Mediation (春学期開講、1 単位)

担当 : Masako Miyatake

Practical Training : Arbitration (秋学期開講、2 単位)

担当 Makoto Shimada, Douglas K. Freeman, Masako Miyatake, Satoshi Yamabe

Practical Training : Legal Debate and Negotiation (秋学期開講、2 単位)

担当 : David G. Litt, Bansal Vipasha

Practical Training : Moot Court (春学期・秋学期通年開講、3 単位)

担当 Setsuko Aoki

(3) 選択科目 (制限なし。ただし、上記 (1) (2) と合わせて 6 単位以上)

Case Study in International Dispute Resolution (春学期開講、1 単位)

担当 : Yoshimasa Furuta, Tony Andriotis

Cross-border Litigation (春学期開講、2 単位)

担当 : Susumu Masuda

Comparative IP Case Law and Litigation (春学期開講、2 単位)

担当 : Toshiko Takenaka

Seminar (Case Study in International Competition Law) (春学期開講、1 単位)

担当 : Hiromitsu Miyagawa

International Investment Arbitration (秋学期開講、2 単位)

担当 : Anselmo T. Reyes

Sports Law and Dispute Resolution (秋学期開講、2 単位)

担当 : Masahiro Takamatsu

3. 費用等

法科大学院の授業を受講する法曹実務家は、「科目等履修生」となります。科目等履修生として 法科大学院の授業を受講するためには、下記の費用が必要です。修了認証を受けるのに必要な授業料等の総額は、1 年 (2 学期) 6 単位で 30 万 8000 円です。

【審査料 (1 年度分) ※ 18,000 円 / 登録料 (1 学期) ※ 40,000 円 / 授業料 (1 単位) 35,000 円 】

4. 出願手続

弁護士などの法曹実務家であれば、原則として誰でも専修プログラムに参加することができます。ただし、英語で授業を行なうという分野の性質上、適切な成果を得るためには、一定程度の英語力 (目安として、TOEIC スコアで 800 点を推奨とする) が必要です。